

社会福祉法人幸和会評議員選任・解任委員報酬規程

本規程は、社会福祉法人幸和会評議員選任・解任委員会運営細則第5条に規定された、評議員選任・解任委員の報酬（以下「報酬」という。）について定めたものである。

（基本原則）

第1条 評議員選任・解任委員は、運営細則に定める業務を誠実に遂行しなければならない。

2 報酬は、本部会計予算の中から各委員に支払うものとする。

3 社会福祉法人幸和会が設置・経営する当該施設の長ならびに職員の場合には報酬は支給しないものとする。

（支払い条件）

第2条 報酬は、その都度開催する委員会等に出席しなければ当該の報酬は受けることができないものとする。

（報酬の額）

第3条 委員が受ける報酬の額は、次のとおりとする。

（1）委員会 1回 20,000円

（2）その他 1回 20,000円

（支給日及び支払方法）

第4条 支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

2 本人の申し出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

（附則）

この規程は、平成29年6月10日から施行する。